The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	田安宗武の能楽愛好 ： 田藩文庫の能楽関係資料を手がかりとして
Author(s)	中尾, 薫
Citation	フィロカリア. 2007, 24, p. 39-60
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/51653
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

田安宗武の能楽愛好

――田藩文庫の能楽関係資料を手がかりとして――

中尾　薫

はじめに
一　随筆にみる明和本と宗武
二　宗武の演能記事をめぐって
三　宗武の研究活動をめぐって
四　田藩文書の能楽関係資料をめぐって
五　明和本の改訂作業の片鱗
おわりに

はじめに

徳川時代の御三卿（田安家・清水家・一橋家）は、八代将軍徳川吉宗の三人の男子がそれぞれ独立家となったもので、その地位は御三家に準じ、将軍に嫡子がいない場合にはその継承権を保有していた。しかし特定の藩政を任されるような大名とは異なり、江戸城内に住居を構え、重臣は幕府から出向の役人がつとめるなど、あくまで将軍の親類家という扱いであった。[1]

その御三卿のひとつ、田安家の初代当主田安宗武は、正徳五年（一七一五）に吉宗の二男として紀伊に生まれ、幼名を小次郎といった。吉宗が八代将軍に推挙されたことで江戸に移り、享保十五年（一七三一）に十六歳で元服して名を「宗武」と改め、その翌年に江戸城田安門内に邸を拝領したのが田安家の始まりとされる。

この初代当主田安宗武については、『徳川実紀』の「有徳院殿御実紀附録巻五」に、

> 右衛門督宗武卿は御幼年より、さえかしこくおはしければ、同じ御子の中にも、ことにうつくしみ給ひ、文武の道をもわきてをしへならはし給ひけるが…（以下略）。

と記されるように、宗武は幼いころから文武にひいで、父である将軍吉宗もとくに目をかけていたようである。[2] かつては、宗武の兄家

重が生まれつき病弱であったことなどから、聡明な宗武を次期将軍に推挙する声があったという説もあったようだが[3]、実際は格式を重んじる当時の社会にあっては嫡男が家を継ぐことは自明のことで、とくに二男である宗武が政治の表舞台に出ることはなかったというのが今日の理解のようで、おそらくそちらのほうが当時の宗武の立場をより的確にとらえているだろう。

そのような比較的自由な立場にいたこともあってか、宗武はその才能を学芸において発揮し、有職故実研究や雅楽の復古につとめたほか、国学は荷田在満、賀茂真淵に学び、『古事記』『万葉集』などの古代文学をとくに好んで研究する。在満、真淵と『国家八論』等の論争がくりひろげられたことはよく知られているが、そこでは宗武は二人の国学者に一歩もゆずらぬ論陣をはっており、このことからも、宗武がみずからの学問的主張をもちつつ学芸活動を行っていたことがうかがえよう。なお、宗武は『天降言』という歌集に代表されるような万葉調の歌を詠み、明治以降の歌壇ではとくに歌人としても評価されている。

さて、そのような宗武の業績のひとつにあげられるのが、能楽の詞章改訂、すなわち明和改正謡本（以下、明和本）の刊行への関与である[4]。たとえば、宗武が謡本の改訂に関係があったことを端的にしめす資料として、次の『謡曲改正草案帙』（国会図書館蔵）の序文があげられる。

故亜相田安源公[諱]、嘗て謡曲譜本の謬誤多きを憂給ひて、侍臣岡部衛士[真淵]に命して、悉く之を改竄せしめ給ひき。衛士我が曾祖[枝直]考に詢りて其訛舛を訂正し、勉て理順に詞雅ならしむ。

すなわち、宗武（＝故亜相田安源公）は謡本に誤りが多いのを憂いて、和学御用の任にあった賀茂真淵に改訂することを命じた。そして真淵がそれを枝直（＝加藤枝直）に相談し、枝直はそれに応じて訂正を行ったという[5]。この序文では、明和本の刊行の発案者は宗武であるとするが、従来は、これは大義名分で、実際は観世元章が発案者と解釈されることが多かった。すなわち、宗武と観世元章とはかなり密接に交流していたことは認められているが、〈明和の改正〉とのつながりに関しては、宗武は観世元章に国学的な知識について影響を及ぼし、元章の活動を後援はしたが、直接的には明和本の刊行にかかわっていなかったという説である。しかし、筆者は、これまで明和本所収の新作能《梅》や、脇能の多くの曲に宗武の著書の投影が認められること、田安家で旧蔵されていた版行番外謡本に書き入れられた詞章が、明和本の草稿と考えられることなどから、宗武は、従来考えられているより、明和本の刊行に積極的にかかわり、多大な影響を及ぼしていた可能性を指摘してきた[6]。このように、宗武が明和本の刊行に影響を及ぼしていたことは、右のようなさまざまな現象から確実と思われるのだが、宗武自身がどれほどの積極

性をもって明和本の刊行に関与していたのかについては、具体的な事例に基づく検討が出来ずにいた。

近年、田安徳川家の蔵書である「田藩文庫」の大部分が国文学研究資料館に寄託され、その目録解題である『田藩文庫目録と研究』（日本書誌学大系、二〇〇六年、青裳堂書店）がまとめられた。[7] それには、宗武とかかわると思われる能楽資料がいくつかみられ、これによって、より直接的に宗武と能楽、とくに明和本との接点が明確になると思われる。そこで、ここでは「田藩文庫」の能楽関係資料を主な手がかりとして、宗武の能楽へのかかわりを具体的な事例をあげて検討していきたい。

一　随筆にみる明和本と宗武

本題に入る前に、宗武による明和本刊行について説く記事を紹介しておきたい。それは、たとえば、安永五年（一七八五）成立の『譚海』（津村正恭著）に、田安宗武について、

田安中納言殿は、風流好古人に超させ玉へり。音楽は殊に好せ玉ふ余りに、天下の楽書を集め折衷し玉ひて、中古断絶の舞楽までも悉く興しをこなひ玉ふ。…（中略）…又猿楽の観世流の謡の章の説を正し、詞をも直し改めさせ玉へり。高砂の能のあひの狂言のことばなどは、全く此卿の御作也とぞ。

と、宗武の業績として謡本改訂をあげている。[8] ほかにも『難波江』（岡本保孝著）では、明和本と同じ詞章を引用し、それを「田安本」と呼称したうえで、「田安殿にて、文句を改正されたるはなかなかにわろし」と評するのがみられる。[9] これは、謡いの文句を改訂した場が田安家であると理解されていたことをしめしていよう。また、『甲子夜話』（松浦静山著）では、《高砂》の謡いを明和本の詞章で披露した浴恩侯について、筆者の松浦静山が「これは正しく悠然院（＝宗武）のときより覚へゐられしならん」（続編16－31）と推測しているのも、明和本が宗武とゆかりの深い謡本であると理解されていたことを伝える記述として注目されよう。[10]

以上はすでに拙稿でとりあげた例がほとんどであるが、このほかにも、天保三年序の『思ひ出草』（池田定常［冠山］著）の「謡ものゝ誤の事」に、

《高砂》のうたひに、「九州肥後国」もうるさし。《猩々》に、「もろこし金きん山」もおかしく、こは經（きん）山、金山ともに名刹にして、和音紛しきが故に、金山をば「かねきん山」と僧徒ものいひしを、わけなく用ひたれば、かく誤し也。《張良》の謡に、「是は漢の高祖の臣張良」と名のるはあやまり也。子房が黄石公に遇し時はいまだ韓国の臣にして、漢につかへしは後の事なり。又《夜討曾我》に、「彼もろこしの樊噲が母の衣」とうたふも王陵をあやまりたる也。又《感陽（成）

宮》に、「秦の御代萬歳をたもち給ふ事、是唯后の琴の秘曲」とうたふも、秦三世にて亡びしに、萬歳とは後より称するは誤りなり。もとより俗をきはめしうたひもの、事なれば、論ずべきにはあらねど、今は朝廷の大禮にも用ひ、また勅使の饗應にも用ひ給ふ事なれば、刪定すべき事なるべし。故に中納言宗武卿は是を論定し給ひしならん。《熊坂》のうたひに、「あらしやうやひかん」とていふ事、いにしへより分明ならぬこと葉也といひしに、宗武卿の御説に、「あら笑止やひかん」とて也と。又《実盛》のうたひに、「日本一の功のもとて組て打よ」となせば、その辭くだるとは此卿の御説にや。また誰人の説にや。かくは聞しなり。

と謡いの誤り箇所を具体的に指摘し、謡いは俗をきわめたものなので論ずるべきものではないが、朝廷の大礼、勅使の饗応で披露されるものなので、そのような誤りは改訂すべきであるという主張のなかで、宗武が謡いの文句改訂をなしたという説が展開される（傍線部[11]）。もっとも、この『思ひ出草』で、宗武の説としてあげられる《熊坂》《実盛》の改訂詞章の該当箇所を明和本で確認してみると、

《熊坂》地へあらあやうし、引んとて
《実盛》シテへあつはれ、おのれハ日本一の剛の者と、組むでうずよとて

となっていて、『思ひ出草』が引用する文句と異なる。つまり、この場合は、明和本とは無関係の謡いの改訂案を宗武の説であると誤解しているわけだが、これは謡いの文句改訂といえば宗武の名が出てくるほど、両者の関係が深いと認識されていたことを如実にしめしていよう。なお、『思ひ出草』では《高砂》《猩々》《張良》《夜討曾我》《咸陽宮》の謡いの誤り箇所についても指摘されている。これらは、文句の不自然な箇所や、言葉使いとしておかしい箇所を指摘しているにすぎないもので、宗武の文句改訂とは別と思われるが、参考までに明和本の該当箇所とを比較してみよう。ただし、明和本では《高砂》は該当箇所に改訂がなされておらず、《夜討曾我》は明和本には所収されていないので、《猩々》《張良》《咸陽宮》の三曲について、明和本の詞章を次にあげる。

《猩々》ワキ詞へ是ハもろこしきむ山のふもと、楊子の里に、かうふうと申民にて候
《張良》ワキ詞へ是ハ韓に相たりし、張平が子、張良とハ我事也
《咸陽宮》シテへ其後燕の太子をも、ほどなく亡し、始皇帝六国を合せ給ひしも、唯其本ハ琴の秘曲

右のように、明和本では従来の詞章から改訂されており（傍線部）、その改訂詞章は、『思ひ出草』で指摘される矛盾点、すなわち、

《猩々》で、「金きん山」というのが本来の詞章だが、これは「經(きん)山」と「金山」と二つの山を区別するために「金山」を「かねきんざん」と呼んでいるだけで、「金きん山」という山はないのに、それを知らずに使わっている点、《張良》で、ワキが「是は漢の高祖の臣張良」と名乗るのが本来の詞章だが、実際は張良はこのときはまだ漢には仕えていない点、《咸陽宮》で、秦国は亡びるのに、「秦の御代萬歳をたもち給ふ事」というのはおかしいという点と同じ視点で、明和本でも言葉が不適当であると判断され改訂されたことが知られる。

それはともかくも、以上のようにさまざまな随筆で、宗武が謡いの文句を改訂したとする記事があり、そのように世間で認識されていたことは注目すべき現象と思われる。これらをみると明和本が宗武の息のかかった謡本であることがますます明らかになろう。

このような随筆にえがかれる宗武と明和本の緊密な関係を確認したうえで、まずは田藩文庫の所蔵本から田安家の諸事記録『田藩事実』や、江戸幕府の記録である『徳川実紀』、『触流御能組』を用いて、宗武がかかわったと考えられる能楽関係の記事を整理しつつ、宗武の〈明和の改正〉への関与の実態を具体的に明らかにしていきたいと思う。

なお、宗武と〈明和の改正〉のかかわりについてのこれまでの論考として、古いものでは土岐善麿氏の大著『田安宗武』全四巻のうち第四巻の「田藩事実、三能楽謡曲」がある。[12] これは、宗武の能楽に関する業績としては、れいの観世元章の明和改訂本に対してそうとう指導的位置にあったことが真淵及び加藤枝直の参画の事実によって知られるが、しかもそれは宗武として単なる文戯的方法によるものではなく、彼みずから能楽を学び、舞台に立ち、幼少のときすでに、観能と演能に興味をもっていたことが『田藩事実』にうかがわれるのである。

として、田安家の記録である『田藩事実』から、宗武自身の演能記事や観能記事を抽出したものである。また最近では、宮本圭造氏が「徳川家と能―将軍家・御三家・御三卿と能との関わり―」において、『田藩事実』『徳川実紀』のほかに三浦家文書『年中日記』（和歌山大学紀州経済史文化史研究所蔵）等を用いて、宗武の能楽へのかかわりを論じ、宗武が〈明和の改正〉に関与したことは「さまざまな状況証拠から疑いがない」と述べている。[13]

以下では、この二論考ですでに指摘されている記事の繰り返しもふくむことになるが、あらためて宗武がどのように能楽とかかわったのかを確認し、そのうえで宗武と〈明和の改正〉の関与について検討してみたい。

二　宗武の演能記事をめぐって

さて、宗武と明和本といえば、まず十五代観世元章との交流が想起されるが、『田藩事実』によれば、最初に宗武に能楽を指南した

のは、観世元章の父清親である。すなわち、『田藩事実』の享保十四年（一七二九）六月二十二日条に、

観世大夫、初而二丸江罷出候。此以後、度々罷出、御謡御仕舞等申上候。

とあるが、この時の観世大夫は観世清親である（元章は当時数えで八歳）。「以後、度々罷出」とあるので、このころから宗武の能稽古が清親の指導のもとで本格的に始まったと思われる。なお、このとき宗武は十四歳で、元服を半年後に控えており、この時期に能楽の稽古が始められたのは、元服を控えた武士のたしなみとしての教育の一環だったようで、同じ享保十四年五月十四日には、小林左十郎について剣術の稽古、九月には鉄砲の稽古をする手はずが整えられている。その他、御馬（乗馬）、鞠突、読書などに精を出すよう父吉宗から伝えられるのもこのころである。[14]

享保十四年九月二十七日、宗武は元服し「右衛門督」に叙せられるが（『徳川実紀』）、その一ヶ月後の閏九月二十五日に、二丸御能で《嵐山》と《小鍛治》の二番を舞う（『触流御能組』[15]）。そして、同年十月三日には江戸城西丸で将軍吉宗の列席のもとで《大会》を披露している（『田藩事実』）。このときの番組によると、共演者は太鼓の観世左吉以外は小姓などの家臣たちであったようだが（帝釋＝金左衛門、ワキ＝弥五右衛門、大鼓＝弥十郎、小鼓＝平四郎、太鼓＝左吉、笛＝左内）、『田藩事実』の同月十五日条に、

御本丸二而御役者共江被下物有之。観世大夫江、銀拾枚時服二。進藤久右衛門江、銀五枚。金春三郎右衛門、観世新九郎、観世左吉、一噌又六、梅若九郎右衛門、鷺仁右衛門、同権之丞、同源左衛門江銀三枚ツヽ。岡田七右衛門江、銀弐枚。地謡七人江、銀三枚宛。

と、多数の役者たちが本丸に呼び出されて褒美を頂戴しているのをみると、観世左吉はもちろんだが、狂言、地謡も褒美を頂戴しているので、間狂言と地謡は玄人役者が助演していたのかもしれない。[16]

以後、宗武自身による演能記録を探っていくと、幕府の正式な演能の記録である『触流御能組』には、享保十八年（一七三三）五月十二日の「二丸御能」において、

右衛門督様
東方朔　進藤久右衛門　金春三郎衛門　観世左吉
観世新九郎　一噌又八郎
右衛門督様
殺生石　金左衛門　金春三助　観世左吉
弥十郎　伊織

と二番を舞っている記事が一例みられる。一方、田安家の記録であ

る『田藩事実』には、そのほかの宗武自身による演能の記録は、享保十九年（一七三四）三月二日（西丸）、同年十一月二十七日（西丸。《難波》《鵜飼》）、享保二十一年（一七三六）三月五日（西丸）、元文四年（一七三九）六月二日（本丸。仕舞と囃子）と、すこし時を経て明和五年（一七六八）二月三日（田安邸。《雨月》）の計五例が認められる。『田藩事実』によれば、宗武の観能の記録はさらに頻繁にみられ、その場合、西丸から御能見物の誘いがあることもあるが、宗武みずから見物を申し出ることもあり、『田藩事実』の元文二年十月十九日条には、宗武が西丸の御能を見物したいと側人に申し出たところ、場所が狭いこともあって宗武がみる場所が準備されておらず、席を用意する間別室でしばらく待たされた、というエピソードも記されている。

このような宗武と能楽をめぐるエピソードが『田藩事実』には散見するが、それらはこれまで紹介されていないので以下にいくつかを紹介していこう。たとえば、すこし時代は戻るが、享保二十一年（一七三六。五月に「元文」に改元）三月五日の宗武自身による演能の際は、吉宗・家重も観能に赴いており、吉宗から御膳を頂戴している。この御膳は「御中入之節」に「鏡之間御装束所」で食したという。元文三年（一七三六）三月二十六日条には、以前の西丸御次御能で使用された法被や厚板、ツレ装束を頂戴できないかという宗武の意向を西丸の側人大久保伊勢守に申し出たという記事がみられる。これは宗武の服飾研究の一助にするためとも考えられるが、この場合はむしろ田安家における私的な能の催しに使用する目的かもしれない。この装束頂戴の申し出は聞き届けられ、「御次装束之儀二候得は、被進と申筋は無之、田安江相廻、御留切二成候」と返答がくる。また、元文四年（一七三八）六月二日条には、宗武が本丸で表御仕舞囃子に出演した際のこととして、次のような記事がある。

御舞台江は、切戸口より罷為入候。夫二付、下々皆通行之道と一ッ二而は、御差支二茂相成候二付、此御方様（＝宗武）先達而、御好候而新規御道出来之処、仕方宜、御機嫌二思召候旨…（以下略）。

つまり、宗武のために、下々のものと行き交う切戸口からの通路ではない、新しい通路をこしらえ、この日宗武が使用してみたところ使い良いもので、宗武も気に入ってくれたという記事である。「先達而御好候」とあるので、この新通路設営は宗武の意向によるもので、このエピソードなどをみると江戸城本丸の能舞台にこれまではなかった通路をあらたに設置させるよう命じ、演じる際の便宜を整備させたという点で、宗武の能楽への取り組みはある意味革新的であったことがうかがわれよう。

さて、ここで二点ほど注意しておきたいことがある。それは西丸での演能が多いことと、最後の明和五年のものを別として、ほとんどが宗武の青年期における演能であることである。まず、前者の西

丸での演能が多いことについてだが、これは宗武の兄、家重の能楽偏愛の影響ではないかと推察される。すなわち、右にしめした宗武の演能後には、たいてい家重から褒美を頂戴しており、これらの能が家重の主催なのである。そもそも家重はそうとう能楽に没頭していたらしく、[17]『徳川実紀』「有徳院殿御実紀附録巻二十」に吉宗が家重の側人を呼び出し、以下のようにそれを諫めたことが記される。[18]

享保十九年（一七三四）十月八日、西城の御側渋谷隠岐守良信をめされ、亜相には常に散楽をもてあそばさるゝよし、いかにも身を運動せらるゝは養生にもなるべし。しかし、ひたすらなづまれては、よろしからず。折にふれてもあそばるべきなり。…（中略）…すべて近代は武備おとろへ、家々の陪臣に至りても、酒食に費をなし、遊興に日を消し、身には華麗の衣装をまとひ、香茶、乱舞に巧をあらそひ、甚しきは花柳にさまよひ、武士のならはし忘れはてて、柔弱にのみなり行は、上に武事の沙汰うとかりしによれり。今ほど少しく旗本の風儀よく成しは、我等武備に心を入れ、華奢の風をはぶきし故、普第外様の大小名も聞及び見ならひて、就封のとき、近年は鷹狩、鹿狩もなすよしなり。然れども、講武にも民事にも心なく、わが楽のみにせば、これ又民をくるしめ、恨をとるの一つなり。家に諫むる子なく、国に諫る臣なき時は国家危亡の恐れあり。…（中略）…亜相もゆくゆく天下を治る身なれば、徒に乱舞・囃子に日を送るべきにあらず…（以下略）。

この訓戒は、吉宗が能楽に対して嫌悪感をいだいていたというよりは、君主というものがみずからの楽しみだけに日々を送ると民を苦しめることになると諭したものだが、いずれにしても吉宗は能楽をたんなる楽しみとしてではなく、武士の身体鍛練のためには良い程度に考えていたらしい。吉宗の治世になってから、幕府が能楽諸家に家の由緒、拝領物、所演曲の別などを記した書上を提出させたり、幕府主催の能の催しを『触流御能組』に記録するといった幕府の対能楽政策が徹底され、将軍や嗣子が能楽に深入りするような風潮ではなくなるというのが当時の能楽のおかれた環境であった。もっとも、このような戒めがあったにもかかわらず、家重の能楽愛好はとどまらなかったようで、家重の継子の家治にも「御身を養ひ給ふには」「猿楽の御遊こそ然るべけれ」として観世元章について能を学ばせている。この際、元章が「本城の御寵愛をたのみ。不遜の挙動多くと評」され、《石橋》稽古の折に家治に赤頭を付けさせたまま舞台を走らせて眩暈させたという有名なエピソードがあるが、これも家重（本城）の能楽愛好に端を発するものといえよう。[19]

このような家重の能楽愛好を考慮すると、宗武が西丸でたびたび演能に及んでいたのは、宗武自身が愛好していた以外にも兄家重の趣好につきあったという側面もあったのではないかとも考えられるが、しかし、やはり宗武自身が、かなり能楽に情熱をかたむけてい

たことが、次にしめす『泣血集話』の記述から知られる。[20]

『泣血集話』は、宗武の没後、継子である治察が父宗武から受けた訓示を漢文体で記録したもので、次にしめすものは安永元年（一七七二）のものである。安永元年は宗武没から一年後であるから、そこには宗武の言葉がほぼ正確に伝えられていると思われる。そのなかで宗武が能楽について言及した「治察嘗好散楽」が注目される。

皇考戒曰、天散楽者、衰世之楽也。予之少也好之、壮也益之。今老矣悔之無益、女曹慎勿好焉。或曰人主至尊、無由労働。故身親為散楽、以得通血脉、銷穀気也。若欲如此、即有唐楽在。何為散楽之有。故曰女曹矣勿好焉。

壬辰（安永元年）冬十一月初八日　源治察草

これは、まず散楽（能）は衰世の楽であると断言し、幼少・壮年期にわたり能楽を盛んに愛好していたことを、宗武自身が言及している。そしてそれは老年期に後悔するにいたり、君主は労働することがないので運動のために能に親しんでいるのだという人もあるが、それならば唐楽があるではないかというのである。このようにして宗武は、晩年期には継子治察に能は慎むように諌めているのであるが、これまでみてきた宗武自身の演能記録や『田藩事実』の能楽に関するエピソードを考えあわせても、かなり能楽に熱中した時期が壮年期まで続いていたことが、右の引用からうかがえよう。

それにもかかわらず宗武が能に熱中していたはずの壮年期に該当する時期に演能記録がみられない、つまり青年期の演能記録しか確認できないことについては、『田藩事実』に関していえば、享保十四年（一七二九）十二月十六日の西丸における宗武による仕舞《雲雀山》の記事の末尾に、「但此以後御仕舞之儀一々ニは不記之」と明記されるように、以後能の記事は逐一は記録しないのが基本方針であったことがその要因と思われる。『触流御能組』に関しては、幕府主催の能楽の催しのみが記録されたもので、しかもそのような幕府主催の公式な能では将軍やその嗣子は舞わないのが慣習であった。江戸城内での私的な催しに宗武が出演した可能性は高いと思われるが、記録には残さない方針であったと思われる。[21]

しかし、たとえば『習事伝授書留』（鴻山文庫蔵）には、宝暦元年（一七五一）十二月六日に田安家において催能があり、そこで宗武が《善知鳥》と《乱》を舞っていることが記されているように、宗武の能楽愛好は、記録としては少ないが、田安邸内を中心に継続していたと考えてさしつかえないだろう。

三　宗武の研究活動をめぐって

このように宗武は幼少から能楽に親しみ、かなりの興味をもって接していたことをみてきたが、そのような宗武の能楽愛好の様子よりも『徳川実紀』では、宗武の国学への興味や、故実への強い関心をしめす記述が多くみられる。先述のように、宗武には有職故実研

究や雅楽研究、国学に数々の著作があることはよく知られているが、宗武の研究活動は、明和本成立の事情を知るためにも軽視できない要素と思われる。[22] すなわち明和本の改訂詞章には脇能を中心に、『古事記』『日本書紀』を典拠とする詞章がみられるが、それらには宗武の学説が投影されていると考えられるからである。ここでは、明和本の内容にも影響を及ぼしたと考えられる宗武の研究活動とはどのようなものだったのかを具体的にみていこうと思う。

宗武が幼い頃から文武両道に優れていたという『徳川実紀』の記事の冒頭は、すでに本稿の「はじめに」で引用したが、『徳川実紀』にはそのほかにも宗武の才知の優れた様が記されており、それが昂じて研究活動へ発展していった様が如実によみとれる。宗武が十四歳の時に、論語をすべて暗唱してみせたという次の享保十四年（一七二九）二月十九日の記事は、幼いころの宗武の聡明さをしめす代表的なものであろう。

> 此日、小次郎君（宗武）を御前にめして、読書を試給ひしに、論語全部を暗誦せられしかば、御けしき大かたならず。御手づから三所物つかはさる（『徳川実紀』[23]）。

さらに武道についても、

> 享保十年（一七二五）六月廿一日。吹上の御庭にて、馬場のりを御覧じ給ひ、いつの程にかくまで乗り得たるぞと、御落涙ありて、めでさせ給へり。時に卿の御年十一なりとかや。…（中略）…十一月十六日又射藝を御覧あり。是も思ひしよりは上達し、中りもよしとほめさせ給ひ（『徳川実紀』[24]）。

と記されるのを初めとして、宗武はあらゆる分野でその才知を発揮していたようである（「御年十一」とあるのは数え年）。父である将軍吉宗は、さらにその才能を伸ばすためであろう、『徳川実紀』の享保十四年十二月二日条には、

> 此日、右衛門督宗武卿に『飾抄』『桃花蘂葉』をつかはさる。此卿文才のましますをもて国学御心もちひさせ給へとてなり。

と装束故実の本をあたえたことが記される。[25] なおこの前日の十二月一日には、宗武みずからが望んで松平因幡守信興が編集した『甲冑の書』の献上を受けているように、宗武の故実研究や国学への興味は、宗武自身の意志もあろうが、右の十二月二日条に「国学御心もちひさせ給へとて」とあるように、父吉宗の意向が働いていることが注意される。このほかにも吉宗は、

> ・天地丸と名づくる御舟の木図を、右衛門督宗武卿につかはされ、水軍の事わきまふべき旨仰進らせらる（『徳川実紀』、

享保十五年七月二十五日条）。

・右衛門督宗武卿に『春日験記廿巻』を進らせ給ふ。この卿好古の御こゝろざしおはすをめで給ひてなり（『徳川実紀』、享保十五年十一月二十四日条）。

・此日御文庫に収られし和漢の典籍数十種をわかちて、右衛門督（田安宗武）、小五郎君（一橋宗尹）につかはさる。（『徳川実紀』、享保十六年十二月二十四日条）。

などと宗武に書物をあたえている。こうして、宗武の「好古の御こゝろざし」は吉宗の意向を受けてますます盛んになったと解される。なお、これらの吉宗拝領の書物は、田安家において諸本と対照して異同が取られたうえで、宗武自身の考えが記されたと思われる。国文学資料館寄託の田藩文庫に、諸本の異同がしめされ、宗武自身の考証が細かに書き入れられた『飾抄』『桃花蘂葉』等がのこされているのがそのことを物語っている。[26]

吉宗がこのように宗武に国学や故実関係の書物をあたえている背景としては、吉宗自身もまた故実に対してなみなみならぬ興味をしめしていたことがあると思われる。その一例をあげるならば、室町時代より二百余年の間廃絶していた射礼（弓場始）の儀式を再興するために諸家の秘書を求め、小笠原縫殿助持広の家に伝わる古書について、「分て古書にして疑ひなきもの」と定めた。その他、絵画なども「御考に加えられ、しかのみならず進退周旋の末節にいたるまで御工夫をこめられ」、ついに享保十四年（一七二九）二月五日に再興を果たしたという（『徳川実紀』[27]）。この件にかんしては、

其後、右衛門督宗武卿、好古の志厚く、持広が家伝の書、一覧し給はん事をねぎ給ひしかど、ゆるし給はず。其後またさらに懇望ありしかば、さらば持広が弟子にならるべしと仰下さる。宗武卿、則持広が門にいらる。その後はじめて御所より其書ども伝へさせ給ひしとなん。かく古道を重むじ給ふ御こゝろざし、いとあり難き御事にこそ（『徳川実紀』[28]）。

という後日談がある。すなわち、宗武も小笠原縫殿助持広家の古書に興味をしめし、吉宗に披見を乞うたところ、吉宗は秘書であることを考慮したのだろう、持広の弟子となるならば許すといい、宗武は持広に弟子入りしてようやく書物拝見とあいなった。こうして、正式に門下になった功のためであろう、享保十九年（一七三四）二月二十八日には、「先に設られし弓場初の式、田安の邸にても永く伝へ、興行せらるべきむね、右衛門督宗武卿に仰せつかはさる」（『徳川実紀』[29]）と、以後、再興した射礼興業は田安家に任されることになる。ほかにも、寛保二年（一七四二）正月十五日には、

右衛門督宗武卿に『式内染鑑』をつかはさる。これは御みずから古法を考あはさせたまひてつくらしめられしに、卿もま

た、尚古のこゝろ深きがゆへ、をくられしとぞ（『徳川実紀』[30]）。

と、吉宗みずからの考察になる古染色法についての書を宗武に送っているように、吉宗もまた故実へ興味をもち、みずから研究を行っていたことが知られるのである。[31] これは宗武の兄家重も同様で、『徳川実紀』[32]に、

公（＝家重）好古の御志もましくて、延享四年（一七四八）右筆蜷川八右衛門親雄が家に、先祖彦左衛門親熙が時より伝へたりし『代始和抄』を召て御覧じたまふ。また笏の古製を捜索せられ、其頃田安右衛門督宗武卿はさる有職にておはしければ、特旨も考へ奉らしめたまふ。卿（＝宗武）古書を検索せられ、考ふるところのことゞもいまだ聞えあげずして、公昇遐したまひければ、卿もふかくなげかれ、後にその考へられし説を繕写し、三緑山の霊廟に進薦せらしとぞ。

と、家重も「好古の御志」があり、古書の詮索によって笏の古製を探していたことが記される。

このように、吉宗・家重も「好古の御志」があったようなのだが、そのような風潮の中でもやはり宗武の「好古の御志」がぬきんでていたらしく、右の家重の笏の古製の詮索にしても最終的には宗武に検索させている。これらのことから、宗武の服飾故実・雅楽研究・古学研究は、将軍や幕府の後援のもとに行われていたといってもよさそうで、たびたび本丸から書物を借りている記事が『田藩事実』にみられる。

さて、そのような環境の影響もあって宗武はさまざまな故実を研究していたのだが、それらは実際にどのように行われていたのであろうか。『田藩事実』によると、服飾研究にしろ、雅楽研究にしろ、文献の探索や考証にとどまらず、実践的に行われていたようで、『田藩事実』の享保十六年（一七三一）三月十一日条には、

此度参向之公家衆江勅答、右衛門督様（＝宗武）、右御様子御拝見被遊度御願ニ付、御本丸江被為入候。

という記事があり、公家衆が江戸へ訪問の際に同席させてほしいと申し出ているが、これには公家衆の風俗研究の目的があったようである。また後述するが観世家伝来の翁装束の補修を行った「織殿」は、宗武の服飾研究における文献考証の結果を実践するために田安家に設置されたものと思われる。この織殿で製作されたものかは定かではないが、享保十九年（一七三四）四月十一日には、追鳥狩で宗武は「竹笠・細袖・四布の袴に脛巾」という古雅な出で立ちであらわれ、同年五月四日に田安邸で行われた鞠突では「烏帽子。直垂。行騰」というやはり古式にのっとった装束をみずから着している

（『徳川実紀』[33]）。このように宗武の研究活動は、宗武の日常生活の趣好にも反映されており、『徳川実紀』には、田安家では「近習の者までも風俗よく御旨にかなへり」と吉宗に賞美されたことや、紅葉山八講の際の宗武の様子を「公達の御中に、卿の進退わきてゆゝしかりし」などと評した記述がみられる[34]。

一方、宗武の業績として著名なもののひとつである雅楽研究も、古書の収集、考証はもちろんのことだが、実践をもともなっていたようである。『田藩事実』の元文五年（一七四〇）十月十四日条では、田安家の家臣で雅楽のたしなみもあった中嶋久右衛門が「非番当番ニ不限、御装束附為稽古比、御方様（＝田安家）江罷出候」と宗武に申し出ているが、田安家では雅楽の稽古が頻繁に行われていたらしく、田安家の近習による雅楽演奏が江戸城で披露されたこともある。ただし、雅楽の場合は、宗武みずから実践していたというよりは、近習に稽古させ、それを監督する立場が主だったようで、明和五年（一七六八）に、田安邸において《青海波》の舞が披露された際の演出メモと思われるものが、宗武の著書『楽曲考』に残されているのは、そのような宗武の雅楽に対する取り組み方をしめす資料であろう[35]。それには、楽人の出るタイミング等まで事細かに記されており、このとき宗武自身の実演こそなかったと思われるが、上演には宗武の指示がかなり反映されたものと思われる。

なお、宗武が将軍吉宗の意向をもうけて、雅楽の故実を研究し、それを復興させたことは、宗武の第七子、松平定信（宝暦八年［一七五八］～文政十二年［一八二九］）の『俗楽問答』に次のように記されている[36]。

もと楽のことは古より伝り侍れども、いつか物飾もみだれ、中比に至りては、管弦風流もっぱらとなりてより、楽の本意はたがへりけり。さるに田安中納言の君（＝宗武）、いとけなき御時より楽を好みたまひて、始めは今やうの舞楽とり行ひ給ひけるが、やゝその誤りをさとり給ひてけり。しかるに徳廟（＝吉宗）にも、その御志をとげしめ給はむの御事にや、古き楽の書籍、家々の秘録、この楽に用あるは、皆田安府へ下したまはりけるにて、つひに復古の御考ありてけり。それよりして三十年ばかりもつひに楽のことは捨て給はず。ゆかかへ給ふまでも、この楽の御考のみはありて、皆御口占みしたまひて、侍臣に書かしめたまひけり。

右の序文によれば、宗武は幼少のころに今様の雅楽をたしなんでいたが、古のものと異なることをさとって吉宗の後援を得て古書を詮索し、その復古につとめたという（傍線部）。その宗武の研究の成果を、のちに家臣がまとめた『楽曲考』（安永三年［一七七六］編序）には、宗武自身による序文がしめされているが、それには、

もろこしの書に、詩は志をいひ歌は、言を永くし、声は永き

により律は声を和す。八音よく諧りて倫を相奪ふ事なければ神人もって和すと。こは聖人の楽の事なれど、心を和さんことは今も舞楽にしかざりけり。然るにもろこし高麗林邑の舞楽も、此朝には伝はりて、かの国々には絶えにき。誠に此朝の大御宝にて、且つ天の大御末たえせぬしるしを他の国にあらはすべきものなり。ここに中頃より或はめづる余りにまことを秘して権に作りかへ、或はめづらかにせんとて事そへなどして、まことの跡まぎらはしくなりたるも、またうしなひたるもあなり。かくて年をかさねばいよ〳〵あらぬ事になりもてや、行きなましとなげかしくて、からやまとの書をもとにてふるく伝はれる舞楽の記にあはせて、もとのままなるを考へしるして楽曲考と名づく。しかはあれど、はるけきいにしへをみじかき心におもひはかりぬるなれば、あやまてる事も多かりなん。みむ人いよ〳〵正し玉へ。

明和五年十一月（一七六八）　　権中納言宗武自序

と、舞楽には後世に作り替えられたり、付け加えられて本来の姿ではなくなったもの、あるいは失ったものがあるので、古書によってその「もとのままなる」形を考察したと記されている（傍線部）。こうして宗武の復古した雅楽は、「当時天王寺、京師、紅葉山に行はるゝ舞とは大に殊なり」（『守国公伝記』[37]）というものだったようである。

四　田藩文庫の能楽関係資料をめぐって

以上は、宗武が幼い頃より能楽に親しみ、みずから演能に及ぶことも多かった様子と、さまざまな故実研究、古学研究を行ったことを具体的な例をあげてみてきた。とくに、雅楽研究については、幼いころ実技をたしなんでいたところ、いにしへのものとは異なることに気づき、それが研究へと発展していった。そして、能楽に関しても同様に、研究的な視点で接していたらしいことが、田藩文庫の資料からうかがえるので、次にそれらをみていこうと思う。

まず注目されるのが、「寛保三癸亥年閏四月」（一七四三）の奥付をもつ『申楽叢書』と、「延享二乙丑歳正月吉日」（一七四五）の奥書をもつ『散楽叢書』である。[38]

前者は、写本二冊組で、一冊目が「文禄二癸巳年十月五日、於宮中御能与之事」と「宝永三年丙戌年八月廿一日、禁裏御能」、二冊目が「装束並作物」で構成されている。文禄元年（一五九四）のものも、宝永三年（一七〇六）のものも宮中における演能の記録（番組）で、宗武の故実への興味は能楽をも対象としていたことを如実にしめしていよう。これまでにも知られていることだが、観世家では宝暦十二年（一七六二）から毎年、田安家より年五十両の年金を受け取っているが、これは、観世家で所蔵する家康公より拝領の翁装束を田安家の織殿で修復複製製作している際に焼失してしまった代償であった。『申楽叢書』の二冊目に装束付があることも、この

翁装束の借り出しも同様に、宗武が能楽の装束について、服飾故実研究の一環として多大な興味をもっていたことが知られる。[39]

『散楽叢書』は、表紙に「観世流能作り物」とある彩色を施された作り物図である。奥書には「観世太夫御作物師、野村忠右衛門門弟、福田八郎兵衛、写之」とあるが、このような作り物伝書が書写され田安家に蔵されているのは、その他の故実研究と同様に能についても、田安家では伝書類の収集を行っていたことを物語っていよう。なお、この資料は作り物の寸法なども細かく記されており、〈明和の改正〉の直前に観世流で使用されていた作り物を知るためには有力な資料となろう。

ところで、この二つの資料の奥書年記について、このころに近接する時期に、宗武が再三、三十郎（＝元章）を呼び出していたことが、観世文庫の資料から確認できる。それは『延享元年観世三十郎元章文章控』という延享元年（一七四四）に元章に宛てられた書状等の控えである。そのなかに、延享元年に病気になった清親が、代わりにせがれの三十郎（元章の前名。当時二十三歳）を田安家の稽古に出向くことを願う旨の書状がみられる。その願いは受理されたようで、田安家から、同年七月十六日、八月四日、九月五日と、ほぼ一ヶ月に一回の割合で三十郎（元章）を呼び出す文書も『延享元年観世三十郎元章文章控』にのこされている。この、田安家が頻繁に三十郎（元章）を呼び出している延享元年と近接する奥書年記をもつ能伝書の写しが、田安家にあることは偶然には思われず、宗武と元章の交流において、能の稽古以外にもこういった伝書のやりとりや、故実の確認などを通じて、互いの知識を共有していたなどと想像される。

なお、田安家に観世宗家の世阿弥伝書の写しと目される伝書が所蔵されていることはすでに知られているが、右のような宗武の能楽故実への興味や、古書収集の時期に書き写されたものが多いと推測される。田安家蔵の世阿弥伝書が宗武の時代に収集されたかどうかについては今後の調査が必要だが、そう考えられる現象も存在している。すなわち、宗武が元章に宛てたと思われる観能書付（明和二年。観世宗家蔵。くわしくは後述する）において、元章の子息三十郎の《羽衣》について『風姿花伝』の年来稽古条々をひきあいに「後々上手となるべき相あり。風姿花伝稽古の条にいへる一七、八よりの所なれバ、真に大事の時也」と記しており、この時には宗武は『風姿花伝』を披見していたことが知られるのである。

さて、このように田安家では能楽に関しても、宗武の有職故実研究・服飾故実研究・雅楽故実研究の場合などと同様に、古書（伝書）の収集が行われていたことが、現存の田藩文庫から知られるのであるが、そのほかにも現存はしないものの、以前は田安家に所蔵されていたことが確認される能楽関係資料もある。そういった資料の存在が確認できる目録のひとつが、『先代御筆類御考物　御小筥笥入記』（国文学研究資料館寄託『田安家文書』）である。同目録は、宗武が没した直後における田安家の蔵書目録で、家臣が先代すなわ

ち田安宗武の業績をまとめる目的で編集したものである。目録には、田安家に所蔵される宗武関係の書物や遺稿を、保存される箪笥別に列挙してあるが、その「十六御引出」の項に、

御筆入
一　能御書附共　一包
六包
内　四冊
十一通
同断
一　能御書付　一袋

とあるのが注目され、これこそが宗武自身が謡本の詞章改訂について腹案を記した書付ではないかとさえ思われる。もっとも、右の目録の記載からは、書付に記されたのが明和本に関連する改訂案であるという確証はないが、一方で『先代御筆類御考物　御小箪笥入記』には、故実・古学研究に関する宗武の考察が書き込まれた遺稿が多数記されており、右の「能御書付」もそれらと同種のもの、つまり宗武の能楽研究関係のものと推察される。そういったことをふまえると、この御筆入の「能御書付」は、田安宗武が明和本の改訂案について具体的に考え、書付けたものである可能性も否定できないだろう。少なくとも、これによって、宗武が能について何らかの考察をしていたことはいえよう。なお、田安家では宗武の遺稿を清書、編集する方針であり、その作業が終わり次第火中に燃していたらしい[40]。そのためか、この資料は現在の田藩文庫にはその存在が確認できない。

さて、肝心の明和本であるが、これも、現存の田藩文庫にはみられないものの、大正元年における田安家の所蔵本を整理した目録『御書物目録』に、

六五八　技七　改正御謡本　刊二二一冊

とあるのが確認できる[41]。これが田安家に所蔵されていた明和本であることは疑いなく、大正元年までは確かに田安家に所蔵されていたことになるが、その後田安家所蔵の明和本は売りに出されたか、他所に寄託されたのか、現時点では所在不明である。なお、この明和本は「二二一冊」とあるので一番綴本と考えられるが、宮本圭造氏によれば『明和五年観世織部控』（観世文庫蔵。元章の弟で十七代観世大夫を継いだ織部清尚による幕府御用関係の書留）に、松平図書頭から「御謡本いよいよ五番とぢニ仰せ付け」られ、それは明和本の出版元である出雲寺和泉掾にも伝えられたらしい[42]。このことを勘案すれば、明和本は当初一番綴で出版されたが、上梓から三年後に図書頭（幕府の意向か）の仰せ付けで五番綴じにして刊行されることになったと推察されよう。そうであるならば、田安家に所蔵さ

れていた明和本は、初版当初の一番綴本となり、刊行後すぐに田安家におさめられたものと考えられる。これも、宗武と明和本との関連の深さを示唆する現象として注目されよう。[43]

五　明和本の改訂作業の片鱗

以上、田藩文庫の所蔵本によって、宗武が能楽に研究的視点をもちつつ接していたことなどを明らかにしてきた。このような宗武の能楽への興味が、謡本の改訂へとつながっていったものと思われるが、最後にそのような謡本改訂への関与をうかがわせる事例を二、三みていこう。

そのひとつが、観世左近『能楽随想』の「十五代元章の片鱗」で紹介される観世元章自筆の《半蔀》の謡本の書き入れである。以下に同書で翻刻されたものを引用する（適宜、読点・括弧・西暦等を補う）。[44]

半蔀之御謡本、文句ハカリ直シ可上旨・・・(1)

享保十四年己酉年八月十七日　大久保伊勢守殿ヨリ、被仰下文句直・・・(2)

同十九日ニ、伊勢守殿江上ル・・・(3)

又《半蔀》之御本、九月二十八日ニ伊勢守殿ヨリ御下被成章句ヲ、附朱筆ヲ加、十一月朔日上ル・・・(4)

享保十五年庚戌七月十二日　於二丸、右衛門様《半蔀》御謡御稽古・・・(5)

同九月七日《半蔀》御能御稽古・・・(6)

同十月二十六日《半蔀》御能・・・(7)

同十月二十九日《半蔀》御能・・・(8)

半蔀　彌五右衛門　三郎右衛門　新九郎　又六郎

同十一月三日於西丸、右衛門様御能・・・(9)

半蔀　御相手右二同じ

享保十八癸丑五月二十六日於田安《半蔀》御謡、仕形御稽古・・・(10)

宝暦七丁丑三月八日書上相済・・・(11)

半蔀

かはり候句節ともに耳立候事無御座候・・・(12)

右の書き入れは、《半蔀》の改訂に関する一連の記事と思われる。(5)～(10)は《半蔀》の稽古の記録と思われるが、このなかの(5)と(9)にみえる「右衛門様」が、宗武のことである。(9)の享保十五年（一七三〇）十一月三日の御能については、『田藩事実』にも記載されており、享保十五年十一月三日条に、

西丸江罷、為入御能被遊候。

但右二付、従大納言様、鈍子九巻並御杉重等被為進之。

とある。ここでは、宗武が西丸で能を舞い、兄の家重（＝大納言様）から褒美を頂戴するが、この時の演能が、観世家の元章自筆の《半蔀》の謡本に記される十一月三日の記事と一致することはほぼ間違いないだろう。つまり、宗武は《半蔀》を舞ったと考えられる。

問題は、(2)で大久保伊勢守から《半蔀》の文句を直すよう指摘されたことである。享保十四年八月は、宗武が清親について能の稽古を始めた約二ヶ月後のこととなる。つまり、このときすぐに訂正をし(3)、御謡本にそれを朱書で訂正したのは清親に違いない(4)。このことから謡本文句の改訂は、幕府の役人からの指摘もあり、清親時代からすでにその萌芽があったと考えられる。そして、明和本の刊行は元章以前から改訂をせまられる右のような事例があり、元章はそれを受け継いで大々的な改訂を断行したということになろう。なお、(2)(3)(4)にみえる「大久保伊勢守」という人物は本稿ですでに名があがっているが、これは家重の生母深徳院（おすまの方）の弟で、西丸で家重の側人をつとめていた大久保伊勢守忠往のことである。当時は、家重の叔父という地位で権勢をふるった人物らしい[45]。また、宗武が西丸で演能を行う場合や観能する際には、この大久保伊勢守が西丸と田安家の中継ぎ役をつとめていたようで、『田藩事実』では頻繁にその名前がみられる。

さて、このように、元章がまだ幼少のころから謡本改正の動向があったわけだが、宗武が能楽に親しんでいた時期はそのような活動の最中であったことが、右の書入記事からうかがえよう。宗武が謡本改訂に関与する背景の一つとして注目される。次に観世家に所蔵されている田安宗武の観能所感書付をみてみよう。これは、すでによく知られている資料であるが、これまでの論をふまえて、あらめてこれをみてみると、宗武が明和本の改訂詞章を監督する立場にあったことがより明確になるように思われるので、以下に引用しておく。すなわち、

けふの御能、改正の詞、思ひの外耳不立よろしかりき。《羽衣》すべてよろしく、先年《敦盛》の能のときよりも格別によろしく覚ゆる也。後々上手となるべき相あり。『風姿花伝』稽古の条にいへる一七、八よりの所なれバ、真に大事の時也。《景清》の能も、よくと、のひし也。此能如此斗におもしろくハすまじきと覚えり。五十有余の手だての事、《善知鳥》にて思ひあたりし事あり。是等の事くハしく書取がたけれは、あらましのミ（『観世宗家所蔵文書目録[46]』）。

《梅》惣て大出来。詞に延がたし。殊に「花咲、実をむすび」の所、妙所に至れり。能の舞ハ今日始て見たるこ、ち也。

《国樔》ハいとあはれにおもしろく、今春流ハ中々くらべものにハはなるまじく見えし（『観世宗家所蔵文書目録[47]』）。

というものである。とくに右の傍線部で、改正の詞章について評価

しているのは、これまでみてきたように自身の意図によって謡本の改訂作業が行われたことへの満足感ともよみとれる言葉といえよう。

なお、田安家で謡本の改訂が行われたことを端的にしめす資料は、拙稿「田安宗武と明和改正謡本―田安家旧蔵『版本番外謡本』の書込みをめぐって―」（『藝能史研究』一六六号　二〇〇四年七月）ですでに紹介したものだが、田安家旧蔵の『版本番外謡本』であろう。これには多数の書込みと張り紙が付されて詞章が著しく改訂されており、その改訂には明和本の改訂基準との一致点が数多く見出せることから明和本の稿本の一種と考えられるものである。詳細は右の拙稿を参照されたいが、このような改訂作業の経過を伝える資料が、田安家に所蔵されていたことは、明和本の改訂作業が田安家で行われ、宗武がその指導をしていたことをうかがわせる。それは、これまでみてきたような宗武の事績をふまえると、いっそう確実になるように思われる。

おわりに

先にふれたように、明和本の詞章には万葉語の使用など古学的な傾向がみられるのであるが、それは、観世元章が出入りしていた田安家における古学研究の気風に感化されたためとするのが、従来の解釈であった。そして、その田安家における「古学研究の気風」とは、具体的には荷田在麿、賀茂真淵が専属の和学御用に雇われ、宗武支援のもとで活発な研究がなされ多数の著書を世に出したことがあげられている。しかし、これまでに筆者が指摘してきたように、明和本への田安宗武の影響はそれまで考えられていたよりはるかに多大なのである。本稿で宗武の活動を整理したことによって、田安家における研究の中心は宗武自身であり、それは明和本にかんしても同様であることが明確になったと思われる。つまり、宗武は、当時の能をあやまりが多いと認識し、古意によって復古させようという意志をもっていたはずで、〈明和の改正〉に積極的に関与し、改訂作業を指導する立場にあったと考えられるのである。

さて、以上のように宗武の能楽へのかかわりの様子が、具体的に明らかになったところで、宗武の和学御用をつとめた賀茂真淵が、能楽の詞章改訂の改革に関係して、新作能《梅》を作詞したとする説は、今日ではまったく否定されていることについても言及しておきたい[48]。田安宗武が能楽の改訂に積極的に関与をしていたとするこれまでの検討をふまえると、『謡曲改正草案幀』の序文にあるように、真淵が宗武から謡本改訂を命じられたことは実際にあった可能性も否定できないように思われるからである。

従来、真淵が能楽の詞章改訂にあまり興味がなく、関与していないとされる根拠としてしめされるのが、次の賀茂真淵書簡（「植田七三郎宛」明和五年）の傍線部である（『賀茂真淵全集[49]』）。

一、謡の文句改候事は、拙者かまはず候、但門弟の中によほどかゝりたる人も有之候、梅の謡は是又われらはかゝは

らず、われら所思とは大に相違の事も有之候、惣ての謡によく出来候も、又は文句など錦布の続合も有之候、かゝる俗事はとてもかくても有べき物也、狂言人のいふかたりなどはよくなかりしを、よほどよく成候也、惣ての舞かけりなどの所々も多くなほりし也、高砂は八段の舞に成たり、ふるくは八段有しといへり、

傍線部において、謡の文句改訂に興味がないことを端的に記しているのであるが、その続きに「狂言人のいふかたりなど…」とかなり内容にふみ入った発言をしていることは、従来あまり注目されていない。「舞かけり」や《高砂》の「八段の舞」など、能に対して無知では知り得ない知識であろう。これは、〈明和の改正〉を行った場（田安家）にいて、実際にその改訂の詳細を知っていたために右のような発言が出てきたと考えられる。能にたいして興味がなかった（あるいは明和五年の段階で興味が失せていた）ことは事実としても、これまでみてきたように、主君である宗武がかなりの興味をもって取り組んだと思われる〈明和の改正〉に、それほど興味のない真淵も巻き込まれた可能性はないとはいいきれないように思われる。

注

（1）『日本の歴史』九巻 読売新聞社 一七五九年 四九頁。

（2）『徳川実紀』巻九 吉川弘文館 一七八頁。なお、引用では私に句読点を改めた箇所がある。以下の引用も同様。

（3）家重が将軍に即位した直後、吉宗の寵臣松平乗邑が罷免されるが、その理由を松平乗邑が家重を廃嫡し宗武を将軍へ推したことが原因と解釈した説。

（4）明和二年、幕府御用書肆出雲寺和泉掾版。内組百番、外組百番のほかに、習十番、独吟十番、二百十番謡目録もあわせて出版された。従来の観世流の詞章が独自の解釈で大幅に改訂されている。

（5）この序文について、水谷泰三氏（「明和改正謡本の改訂参画者―特に加藤枝直の位置について―」『国語と国文学』一九五七年五月）は、序文を記した加藤千年（枝直の曾孫）が曽祖父の遺業を権威付けるために田安宗武を担ぎ出したとされる。この説は現在の一般的な認識にも近いと思われるが、筆者は文面通りに明和本は宗武の発案としてよいように思う。拙稿「明和改正謡本と加藤枝直―謡曲改正草案幀の再検討から―」（『藝能史研究』一七二号 二〇〇六年一月）参照。

（6）拙稿「田安宗武と田安宗武―新作能《梅》をめぐって―」（『能と狂言』二巻 二〇〇四年三月）。

（7）人間文化研究機構国文学研究資料館編『田藩文庫目録と研究』日本書誌学大系 青裳堂書店 二〇〇六年。

（8）津村正恭「譚海」『日本庶民史料集成八 国書刊行会編 一九一七年。

（9）岡村保孝「難波江」『日本随筆大成』第二期 二十一巻 三四〇、四三四～四三五、四四〇頁。同じ『難波江』には、「曾我 この謡曲の舞、これまでは、らんもんを用ひたり。文句には蝶取とあれば、田安殿よりこの直垂をたまふ。されど芝居にては早く蝶鳥なるを、田安殿にては、しらせ給はぬ故なりけり。御役者は芝居に混ぜんことを恐れて、たまはりたるを不ノ用なりけきけり」という能の装束に対する宗武の新工夫ともいうべき事例が紹介されている。

（10）拙稿「田安宗武と観世元章――『甲子夜話』の記事を中心に――」

（『叙説』三三号　二〇〇六年三月）一七八頁。『甲子夜話』の記事の中から元章と宗武の交流をしめす記事を紹介し、その真偽を検討した。とくに観世家に所蔵されていたと思われる「白妙」という名の面が宗武の趣好によることを元章と面作者出目友水との交流の事例を交えて言及した。『甲子夜話』の引用は東洋文庫による。

(11)『随筆百花苑』第七巻　中央公論社　三〇五頁～三〇六頁。

(12)土岐善麿『田安宗武』四巻　日本評論社　一九四六年　一五一頁～一六一頁。

(13)宮本圭造氏「徳川家と能―将軍家・御三家・御三卿と能との関わり―」（独立行政法人　日本芸術文化振興会　二〇〇四年一月）二十九頁～四十五頁。

(14)『田藩事実』享保十四年九月七日条。

(15)能七番、狂言四番が上演され、出演者はすべて素人（小姓）と思われる。右衛門督（＝宗武）が出演したものを抜書すると、

右衛門督様　　弥十郎　喜三郎
嵐山　文太夫　平四郎　庄内
御好右衛門督様　　弥十郎　喜三郎
小鍛治　文太夫　平四郎　庄内

である。《嵐山》は初番。《小鍛治》は五番目に上演された。

(16)『田藩事実』享保十四年十月十五日条。なお、観世大夫（＝清親）が「銀拾枚時服二」を頂戴したのは指導に対する褒美と思われる。宗武はこの《大会》上演への褒美として、十一月朔日（『徳川実紀』では三日）に吉宗から「大べシミ」の面を拝領している。

(17)『徳川実紀』享保十六年六月十一日条に「また此月六日奥にて猿楽の御遊ありし時。ことさらに召されてつかふまつりし小普請の徒にものたまふ。是らは皆元禄のころ。猿楽の徒より出身せしものなるによれり」とあることから、家重は綱吉時代に能役者から取り立てられた者を、猿楽御遊びの相手としていたらしい。

(18)『徳川実紀』九巻　三三六頁。

(19)『徳川実紀』十巻　八四三頁。

(20)田藩文庫。『田藩文庫目録と研究』（注7）六十九頁～七十頁の解題によれば、（きゅうけつしゅうわ）田安治察著、写一冊。307－1、307－1。なお、土岐善麿『田安宗武』四巻に全文が翻刻されている。

(21)岩波講座『能・狂言』Ⅰ　岩波書店　一九八七年　一二五頁～一二八頁。

(22)宗武の著作は、多くは没後に家臣がまとめたものであるが、たとえば『古事記詳説』『伊勢物語註』『小倉百種童蒙訓』『徒然草評論』『服飾管見』『楽曲考』などがある。

(23)『徳川実紀』八巻　四九四頁。

(24)『徳川実紀』九巻　一七八頁～一七九頁。

(25)『徳川実紀』八巻　五一七頁。

(26)『田藩文庫目録と解説』（注7）　四三〇頁～四三五頁。

(27)『徳川実紀』九巻　二五九頁。

(28)『徳川実紀』九巻　二六〇頁。

(29)『徳川実紀』八巻　六五一頁。

(30)『徳川実紀』九巻　二九頁。

(31)なお、宮本圭造氏「徳川家と能―将軍家・御三家・御三卿と能との関わり―」によれば（注13）、吉宗は能の故実といったことに興味があったらしく、紀伊時代に取り立てたツレの徳田隣忠を観世家に行かせ、足利将軍から拝領の肩衣があるか確かめさせたり、笛の森田・葛野に駿府時代について「書上」を提出するように命じる。各流の役者に家の由緒や上演曲などについて書上（享保六年書上）提出を命じたのも同様の例としてあげられる。

(32)『徳川実紀』九巻　七七一頁。

(33)『徳川実紀』九巻　一七九頁。

(34)『徳川実紀』九巻　一七九頁。

(35)『楽曲考』は、『田藩文庫目録と研究』（注7）四十四頁によると、十巻で、序は安永三年七月、黒沢雉岡による。

(36)『楽翁公遺書』中『秘籍大名文庫』四。土岐善麿氏『田安宗武』四

巻　所引。

(37) 松平定信の伝記。『羽林源公伝』（『日本偉人言行資料』国史研究会　一九一六年）所収。

(38) 『田藩文庫目録と研究』（注7）四十九頁。

(39) この田安家よりの年金のエピソードについては、『田藩事実』にくわしいので、長大になるが以下に該当箇所を引用する。

同日（＝安永五年［一七七六］八月十二日）、観世大夫江前々田安家より御金被下候之儀、水野出羽守承及、如何之訳合二而、内々承度旨、聞候二付、左之趣、今日書付差出之。

観世大夫江前々田安より金子給リ御儀、被及御聞候二付、右は如何之訳合二而給リ候歟之段、先達而、承度旨聞候二付、得と相糾候処、右遣し被申候訳は、権現様より拝領仕候相傳之翁狩衣用向之儀二而、田安江差出置候処、其砌宝暦十二午年、田安屋敷焼失之節、右の品焼失二付、悠然院殿（＝宗武）被存寄二而、午年以来年々金五拾両宛、遣被申。高尚院殿（＝治察）相續以後茂、右之故を以、前々之通定式三遣申候。然ル処、去午年後は主も不被在候事御座候之間、其節より相正シ申候。依之此段申上候。以上。

八月　山木筑前守。石谷壱前守

右。権現様より拝領之狩衣は年次を経候事故、地合等もよハく、且古物之絶可申を御嘆キ思召、当織殿二而写被仰付候、下候之を常々相用候可被遊悠然院様思召二而、既二織立表裏とも真之通出来仕立、被仰付候時御焼失二而、御納戸御蔵焼失二付、古物之方焼失仕リ、新規写之方は残り、則観世大夫江被下、唯今二所持仕罷在候。権現様思召二而、被下候品持退キ不申焼失之儀二付、右之通年々御金被下之儀二有之候也。

なお、田安家から観世家への年金が打ち切られた「午年」は、安永三年（一七七四）で、この年は観世元章が没した年でもある。

(40) 『田藩文庫目録と研究』（注7）四四六頁。

(41) 『田藩文庫目録と解題』（注7）三一九頁。

(42) 前掲宮本氏論考（注13）。四一頁～四二頁。

(43) 現存する明和本はほとんどが五番綴本。ただし一番綴本の明和本として、「国立公文書館蔵内閣文庫本」と、「上野学園日本音楽資料館蔵一番綴本」の二組が現存する。大森雅子氏「明和本に関する一考察―その諸版をめぐって―」（『観世』一九八三年五月）参照。

(44) 観世左近『能楽随想』河出書房　一九三九年　七十四頁～七十五頁。

(45) 『徳川実紀』（九巻　二一七頁）に、「大久保伊勢守忠往は、深徳院御方の弟なるをも、惇信院殿（＝家重）の御側に仕へ、時の勢すこぶる肩を並ぶる者なかりしが、人となり奢を好み、まさなきふるまひ多く、家政もとゝのはざるよし聞えければ、たゞちに職を奪ひて、外様にうつされけり」とある。

(46) 法政大学能楽研究所編『観世宗家所蔵文書目録』　一六七頁。「40明和二年観能所感書付」。同目録の解題によると、明和二年（一七六五）二月二十一日の江戸城御奥御能における上演に対する書付で、元章が《景清》、子の三十郎元長が《羽衣》、金春大夫氏綱が《善知鳥》を舞った。

(47) 同（注46）目録一六八頁。「42明和三年観能所感書付」。解題によれば、明和三年（一七六六）九月廿二日の御奥御能の際のもので、元章が《国栖》を、子の三十郎元長が《梅》を舞った。

(48) なお、新作能《梅》にかんしては、拙稿「田安宗武と明和改正謡本―新作能《梅》を中心に―」（『能と狂言』二号　二〇〇四年三月）参照。《梅》の詞章に宗武の梅についての諸説（『梅とさくら』など）が投影されていることを指摘した。宗武の梅の論は、真淵説の批判もふくまれ、それがそのまま《梅》にも影響しているようで、とくに替間では真淵説批判の傾向が顕著にみられる。以上のことからも《梅》の作者は賀茂真淵ではありえないだろう。

(49) 『賀茂真淵全集』二三巻　続群書類従完成会　一九九二年　一四二頁（書簡76）。

（なかお・かおる　演劇学　博士課程学生）